定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十九日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

東京都新宿区高田馬場四丁目八番四号

株式会社白夜書房

代表取締役　森下信太郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

東京都中央区晴海一丁目八番一一号晴海アイランドトリトンスクエア

株式会社ジェー・シー・ディ

代表取締役　徐　志敏

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

東京都中央区京橋二丁目四番一六号

株式会社明治ナイスデイ

代表取締役　竹原幸一郎

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

横浜市戸塚区川上町九一番地一

日産トレーディング株式会社

代表取締役　榎本　昌志

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月三十日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

静岡市葵区呉服町一丁目一番地の二

静岡保険総合サービス株式会社

代表取締役社長　坂本　佳観

定款変更につき通知公告

当社は、定款を変更して譲渡による株式の取得につき取締役会の承認を要する旨の定めを設けることにいたしましたので公告します。

平成二十八年六月九日

静岡市葵区呉服町一丁目一番地の二

静岡保険総合サービス株式会社

代表取締役社長　坂本　佳観

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十七日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

なお、同日に当社の株券は無効となります。

平成二十八年六月九日

大阪市淀川区西宮原一丁目八番二四号

株式会社ナックスナカムラ

代表取締役　相馬義比古

定款変更につき通知公告

当社は、平成二十八年六月二十四日付で株券を発行する旨の定款の定めを廃止することにいたしましたので公告します。

平成二十八年六月九日

鳥取県米子市東福原四丁目一八番一〇号

株式会社上田包装企業

代表取締役　上田　清美

株式交換につき通知公告

当社は、株式会社ウォーターダイレクト（住所　山梨県富士吉田市上吉田四五九七番地の一）を完全親会社とする株式交換をすることにいたしましたので公告します。なお、効力発生日は、平成二十八年七月一日です。

平成二十八年六月九日

東京都渋谷区神宮前一丁目四番一六号

株式会社エフエルシー

代表取締役　萩尾　陽平

限定承認公告

本籍長野県小諸市赤坂一丁目七一七番地、最後の住所長野県小諸市赤坂一丁目一七番一二号　被相続人　亡　大井　優人

右被相続人は平成二十八年二月六日死亡し、その相続人は平成二十八年五月二十六日長野家庭裁判所佐久支部にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月九日

東京都中野区上鷺宮三丁目一二番一一号メゾンアオキ二〇六号

相続財産管理人　大井　有

連絡先　東京都千代田区九段北四丁目一番五号市ヶ谷法曹ビル二〇八大井・佐野法律事務所　右代理人弁護士　大井　暁

同　五十嵐佳子

限定承認公告

本籍石川県金沢市泉本町二丁目一一二番地、最後の住所石川県金沢市糸田新町五番一八号　被相続人　亡　塩村　実

右被相続人は平成二十八年二月二十四日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十一日金沢家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月九日

石川県金沢市大手町一五番一五号金沢第二ビル五〇二号室　金沢あおば法律事務所

相続財産管理人西野里奈

右代理人弁護士　鈴木　到

限定承認公告

本籍神戸市中央区中山手通七丁目六六番地、最後の住所大阪市西成区潮路一丁目九番一九号久津和オレンジマンションエイト四一号　被相続人　亡　河合　忠興

右被相続人は平成二十八年二月七日死亡し、その相続人は平成二十八年五月三十日大阪家庭裁判所にて限定承認をしたから、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十八年六月九日

大阪市西成区橘一丁目一一番一二号

限定承認者　河合　康文

出資一口の金額の減少公告

当組合は、出資金の一口当りの金額を百五十円減少し五百円とすることにいたしました。

効力発生日は行政官庁の認可を前提に、平成二十八年九月一日で予定しており、総会の決議は平成二十八年五月二十六日に終了しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十八年六月九日

青森県青森市勝田二丁目三番一号

青森たばこ販売協同組合

代表理事　中村　壽子

訂正公告

平成二十八年五月三十日掲載の基準日設定につき通知公告中、「平成二十八年六月二十三日開催予定の株主総会」を「平成二十八年六月二十九日開催予定の株主総会」と変更します。

平成二十八年六月九日

岐阜県多治見市笠原町二八四一番地の一

株式会社ひかりホールディングス

代表取締役　倉地　猛

正誤

ページ	段	行	誤	正
五一〇	下	二〇	「。以下この条において同じ」を削り	「住所。以下この条において同じ。」に改め
五一四	〃	終りから一〇	「である場合には」	「者である場合に該当する」
五三二	上	二二	第十条から第十二条まで	第十条（第三項を除く。）、第十一条、第十二条
〃	下	終りから一二	旧規則	第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）
〃	〃	八～七	第一条の規定による改正前の租税特別措置法施行規則（以下「旧規則」という。）	旧規則

五三三ページ下段一行目と二行目の間に次のように加える。

3　施行日から平成二十八年十二月三十一日までの間における新規則第十八条の十一第十一項の規定の適用については、同項第一号中「個人番号」とあるのは、「個人番号（個人番号を有しない者にあつては、氏名、生年月日及び住所。以下この条において同じ。）」とする。

明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可

◉号外　六月九日付第一二八号九六ページ●同日付政府調達第一〇七号一二ページ●四月一日付衆会第二一号八ページ●五月分（月極一部当り）の郵送料一、八七四円

◉官報郵送料のお知らせ

発行所　〒一〇五―八四四五　東京都港区虎ノ門二丁目二番五号　独立行政法人国立印刷局

電話　03（3587）4294

定価　一ヵ月一、六四一円（本体一、五二〇円）　本号一部一四〇円（本体一三〇円）　（配送料別）